

浜田市国民宿舎千疊苑条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 33 号

浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成 17 年浜田市条例第 211 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の利用に係るこの条例による廃止前の浜田市国民宿舎千畳苑条例第 11 条第 2 項に規定する利用料金の納付については、なお従前の例による。